

## 休日窓口を開庁します

◎問い合わせ 市民課 総合窓口班 ☎37-0116

転入や転出等の手続きが集中する年度末および年度初めに、次のとおり休日窓口を開庁します。

### ◎取扱業務

- ・住民異動届
- （転入・転出・転居など）
- ※特例転入は除く。
- ・戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚など）
- ・各種証明書の交付
- ・印鑑登録
- ・国保（資格取得・喪失）
- ・軽自動車の登録・廃車（市外分を除く）

※手続き内容および証明書によつては、平日に再度、来庁していただく場合があります。

### ◎開庁日

- 3月30日（土）
- 3月31日（日）
- 4月6日（土）

### ◎開庁時間

8時30分～12時

### ◎場所

本庁 市民課 総合窓口

※支所は開庁しません。



※パスポートの申請受付・交付は行いません。

※4月7日（日）は佐賀県議会議員選挙のため、休日窓口は行いません。

## 佐賀県議会議員選挙は4月7日（日）が投票日です

◎問い合わせ 選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎37-0100

### ◆選挙期日（投票日）

4月7日（日）  
7時～20時

※脊振町第2投票所から第6投票所は、7時から18時までです。

### ◆今回投票できる方

満18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上神埼市の住民基本台帳に登録され、神埼市の選挙人名簿に登録されている人。また、引き続き佐賀県内に住所を有する人。  
※詳しくは、お問い合わせください。

### ★期日前投票について★

投票日当日、何らかの用務がある方が、期日前投票所でもって投票できる制度です。  
※期日前投票は、どの投票所でも投票できます。

### ○とき

3月30日（土）～  
4月6日（土）

### ○ところ

神埼市役所1-1会議室  
千代田支所1-1会議室  
脊振ふれあい館1階会議室

## 的地区的読み方について

◎問い合わせ  
総務課 秘書広報係  
☎37-0088

神埼的地区的読み方が変更されましたので、お知らせします。

### ◆変更前 「いくは」

### ◆変更後 「ゆくわ」

## 不法投票は犯罪です

◎問い合わせ 生活環境推進室  
生活環境係 ☎37-0112

人目に付かない場所での不法投票が多発しています。不法投票は犯罪です。罪に問われた場合、厳しい罰則が設けられています。市では、パトロールなどの監視を行い、関係機関と協力しながら不法投票の防止を行なっています。

なお、不法投票物を発見した場合は、調査と撤去を行いますので、生活環境推進室にご連絡をお願いします。

## 永久の旅立ち… まずはプレアホール神埼へご相談ください

ご葬儀について、『わからない…不安…』そんな方は、事前相談、お見積り、会館見学、会員募集等、随時受け付けております。ご自宅への無料見積りも随時おこなっておりますのでお気軽にお電話下さい。

### その他取扱い商品

仏壇・仏具・仏壇クリーニング  
墓石・墓石クリーニング・法名塔（名前入れ）  
法事料理（四十九日・初盆・一周忌・三回忌等）  
供養菓子・悲礼返し・礼品等  
各種取扱い致しております。



## プレアホール神埼

株式会社JAセレモニーさが  
神埼市神埼町本郷2716-4

TEL.0952-55-8008 FAX.0952-55-8007

年中無休

24時間受付

有料広告

有料広告

## 高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種助成

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

高齢者の肺炎球菌ワクチン定期予防接種は、国の制度で生涯に1回のみ公費助成対象となります。今年度対象となる方には、昨年3月末に通知しています。

平成30年度対象者

### 定期接種の受け方

- 接種期間 平成31年3月31日まで
- 接種回数 1回（生涯で1回のみ）
- 接種場所 県内の実施医療機関で接種ができます。まずはかかりつけ医にご相談ください。
- 自己負担額 2,500円
- ※医療機関窓口で支払い
- ※生活保護世帯の方は福祉課発行の証明書を医療機関へ提出すると無料になります。
- 持参するもの
  - ・ 予診票（紫色）
  - ・ 予防接種済証
  - ・ 健康保険証など本人確認できるもの

年齢	生年月日
65歳	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
70歳	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
75歳	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
80歳	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
85歳	昭和 8年4月2日生～昭和 9年4月1日生
90歳	昭和 3年4月2日生～昭和 4年4月1日生
95歳	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生
100歳	大正 7年4月2日生～大正 8年4月1日生

※過去に成人用肺炎球菌ワクチンのニューモバックスNP（23価）を接種されたことのある方は対象外となります。

※60～65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に、身体障害者手帳1級程度の障害を有する方も対象となります。

## 子ども予防接種の受け忘れはありませんか

◎問い合わせ 健康増進課 母子保健係 ☎51-1234

お子さんの予防接種に受け忘れはありませんか。4月からの入園・入学に備えて、必要な予防接種を済ませ病気を未然に防ぎましょう。

麻しん・風しん（MR）2期は接種期間が3月31日までです。

### ○予防接種の受け方

- 佐賀県内の委託医療機関で接種ができます。各自で直接、医療機関へお申し込みください。
- 保護者の同伴が原則です。祖父母等に同伴を依頼する場合は「委任状」が必要です。
- 持っていくもの
  - ・ 母子健康手帳
  - ・ 予診票（保健センター、医療機関窓口にあります）

平成31年度の「予防接種カレンダー」は市報かんざき4月号に掲載します。

予防接種の種類	対象年齢（平成30年度）	接種回数
結核（BCG）	1歳の誕生日の前日まで	1回
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで	3回
Hib（ヒブ）感染症	生後2か月～5歳の誕生日の前日まで	1～4回
小児の肺炎球菌感染症	※接種開始年齢により接種回数が異なります。	
4種混合（DPT-IPV） ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	生後3か月～7歳6か月の前日まで	4回
麻しん・風しん（MR）	1期：1～2歳の誕生日の前日まで 2期：就学前1年間にある児 （平成24年4月2日～平成25年4月1日生）	1期：1回 2期：1回
水痘（水ぼうそう）	1～3歳の誕生日の前日まで ※すでに水痘にかかったことのある方は対象外	2回
日本脳炎	1期：3～7歳6か月の前日まで 2期：9～13歳の誕生日の前日まで	1期：3回 2期：1回
2種混合（DT） （ジフテリア・破傷風）	11～13歳の誕生日の前日まで	1回
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）	小学6年生～高校1年生相当の女子 ※平成25年6月から副反応の検討のため積極的勧奨を中止	3回

### ※日本脳炎予防接種の特例

- ・平成7年4月2日～平成19年4月1日生の方は、対象年齢を過ぎていても20歳未満まで受けることができます。
- ・平成19年4月2日～平成21年10月1日生の方は、9～13歳未満の間に1期の未接種分も受けることができます。

## 小学校新入生の保護者の皆さんへ 子どもの医療費受給資格証を送付します

◎問い合わせ 市民課 国保医療係 ☎37-0115

市では、小・中学生および高校生等を対象に医療費助成を実施し、県内医療機関分は、現物給付を行っています。

小学校新入生の方に、4月1日からご利用いただく「子どもの医療費受給資格証（黄色）」を送付します。

### ○送付対象者

市内に住所を有する小学校新入生

※ひとり親家庭等医療費助成や、重度心身障害者医療費助成など、他の公的助成を受けている方も対象です。

※生活保護法における保護を受けている方は助成対象外です。

※平成29年4月以降に転入された方は、現在お持ちの受給資格証を引き続き使用してください。

○送付時期 3月上旬～中旬

### 資格登録手続き

送付時に同封する資格登録申請書に必要な事項を記入の上、提出してください。郵送でも受け付けます。

### ○申請窓口

・市民課 国保医療係  
・各支所 総合窓口課

### 受給資格証をお持ちでない方

市内に住所を有する小学校1年生から高校3年生等の保護者の方で、子どもの医療費受給資格証をお持ちでない方は、市民課国保医療係まで至急お知らせください。



## 国民年金の任意加入制度

◎問い合わせ 市民課

後期高齢年金係 ☎37-0115  
佐賀年金事務所 ☎31-4191

### ご存知ですか？任意加入制度

国民年金の未加入期間や未納期間があると、その期間に応じて、年金を受け取れなくなることや、年金額が少なくなる可能性があります。

そこで、60歳以降も新たに保険料を納付すると、年金が受け取れるようになったり、年金額が増えたりします。この制度を任意加入制度といいます。

65歳から受けられる老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳以降任意加入をし、保険料を納めることができます。

任意加入を希望される方は、市役所または年金事務所で申請をお願いします。

### ○任意加入制度の対象

次の①～④のすべてに該当する方です。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方（年金の受給資格期間が10年を満たしていない場合は65歳以上70歳未満の方）
- ②老齢基礎年金を受給されていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
- ④現在、厚生年金保険に加入していない方

※外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。

### 年金事務所からのお知らせ

電話予約で待ち時間短縮  
年金事務所での年金の請求・相談は、事前予約で、待ち時間が少なく相談できます。

### ○予約先

佐賀年金事務所  
☎31-4191

自動音声の流れます。音声ダイヤルが流れたら案内に従って1、2の順に番号を押してください。

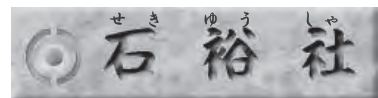
## 法、戒名彫刻

※墓所が神崎市周辺。  
※立地条件によって金額が異なります。

通常 20,000 円を税込 18,000 円

御本尊 ご先祖様 そして家族に感謝

### 墓石



吉野ヶ里町田手 1817-12 TEL・FAX0952-52-2210

WEB 石裕社 検索

## 司法書士 福田良嗣事務所

相続・売買・贈与などの登記 商業・法人登記  
その他、お気軽にご相談ください。

### 司法書士 福田良嗣

神崎市神埼町本堀 3187 番地 3

(旧 松永嶺子事務所)

☎ 0952-53-5105  
FAX 0952-53-2713

有料広告

有料広告

## 4月1日からの 国民健康保険証を送付します

◎問い合わせ 市民課 国保医療係 ☎37-0115

4月1日からご利用いただく平成31年度国民健康保険被保険者証(うぐいす色)を、3月下旬に国民健康保険加入世帯に送付します。4月からは、新しい保険証を医療機関等の窓口で提示してください。後期高齢者(75歳以上の方)の保険証は7月末に送付予定です。  
なお、就職などにより新たに社会保険等に加入した方は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。



### ◆新しい保険証の有効期限は、平成32年3月31日まで

※改元後も使用できません。

※次に該当する方は、有効期限が異なります。

・4月以降に70歳になる方

・誕生日の前日が属する月の月末まで

・4月以降に75歳になる方

・誕生日の前日まで

・退職被保険者の方で年度途中に65歳になる方

・誕生日の前日が属する月の月末まで(被扶養者の方も本人と同じ有効期限です)

有効期限が年度途中の方は、有効期限までに新しい保険証を郵送します。

なお、有効期限が切れた保険証は無効です。市役所窓口へ返却いただくか、確実に処分をお願いします。

### 就学で転出する学生の方へ

通常、国民健康保険は住所地の市区町村で加入することとなっていますが、国民健康保険被保険者の方で、就学のために転出する場合は、引き続き神埼市の国民健康保険に加入することができます。

ただし、申請が必要です。学生証または在学証明書を持参の上、市役所で手続きをしてください。なお、在学中のみの特例になりますので、学校を卒業や退学した場合は、喪失手続きが必要です。

また、平成30年度までに学生特例で保険証の交付を受けていた方も、毎年申請が必要です。申請時に窓口にて保険証を交付します。(一括送付には含まれません)

### 国保の加入・喪失手続きを忘れずに!

職場の健康保険に加入していた方が退職したときや国民健康保険に加入している方が社会保険等に加入したときは、手続きが必要です。

#### ◆職場を退職した場合

##### ①任意継続保険に加入する

退職後、一定期間内(通常20日以内)に手続きをすると、最長2年間それまで加入していた保険に、継続して加入することができます場合があります。詳しくは退職された職場や加入していた健康保険の保険者にお問い合わせください。

##### ②家族が加入している健康保険の扶養になる

ご家族の職場などでの手続きが必要で、手続きや扶養認定の要件は、職場にお問い合わせください。

##### ③国民健康保険に加入する

退職後14日以内に、これまで加入していた健康保険の資格喪失証明書もしくは離職票など退職日が確認できる書類と認め印をご持参の上、市役所で手続きをしてください。

#### ◆国民健康保険に加入している方が社会保険等に加入した場合

職場から交付された健康保険証、国民健康保険証、認め印をご持参の上、資格喪失手続きを行ってください。職場では国民健康保険の喪失手続きはしてくれません。ご自身で手続きをしてください。

##### ・加入手続きが遅れた場合

加入資格を得た日までさかのぼって保険税を納めていただきます。また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になります。

##### ・喪失手続きが遅れた場合

保険税を二重に納めることになったり、国民健康保険の保険証を提示して医療機関を受診した場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただく場合があります。

#### 【手続き窓口】

- ・市民課 国保医療係
- ・千代田支所 総合窓口課
- ・脊振支所 総合窓口課

#### 個人番号(マイナンバー)を忘れずに

手続きで個人番号が必要になる場合があります。本人確認できるものと、世帯主および手続き対象者の個人番号を確認できるものをお持ちください。

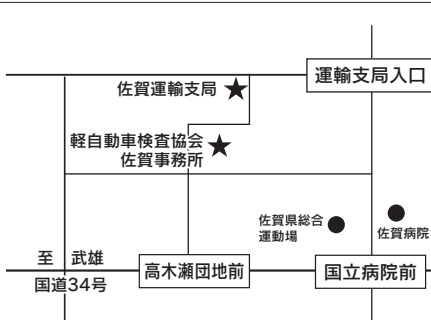
# 廃車・名義変更の手続きはお早めに

◎問い合わせ 税務課 市民税係 ☎37-0114

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。次の事項に心当たりのある方は4月1日までに廃車や名義変更の手続きを行ってください。4月2日以降に手続きを行っても、平成31年度課税分は取消しできませんのでご注意ください。◎軽自動車税に月割制度はありません。

- ・ 廃棄・解体した
- ・ 盗難に遭った
- ・ 譲渡・売却をした
- ・ 定置場所の変更（転居など）
- ・ 所有者が亡くなった

※神埼町・千代田町・脊振村ナンバーをお持ちの方は、神崎市ナンバーへの変更をお願いします。



車種・排気量	手続き場所・問い合わせ
原動機付自転車 (125cc以下)	神崎市役所 総合窓口 または 各支所総合窓口 ☎37-0114
小型特殊自動車 (コンバイン・トラクター・田植機など)	○持参するもの 【廃車の場合】ナンバープレート、印鑑 【名義変更の場合】双方の印鑑
軽二輪車 (126cc以上250cc以下)	軽自動車検査協会佐賀事務所 佐賀市若楠2丁目10-8 ☎050-3816-1754
軽三輪車・軽四輪車 (660cc)	
小型自動二輪車 (251cc以上)	佐賀運輸支局 佐賀市若楠2丁目7-8 ☎050-5540-2082

～神埼市の友好姉妹都市、フランス・ボークール市の情報をお届けします～

## フランスの風

ボークール市

André JAPY

▼完成した壁画

## 『ボークール市の壁画プロジェクト』 Vol.8

ボークール市の18ノヴァンブル通りに、長さ24メートルの新しい壁画が完成しました。中心地の活性化を目指す取り組みの一環で、古い壁画を再生し、新たにボークール市出身の歴史上の人物を描いたものです。神崎市もこのプロジェクトに参加し、多くの市民の皆さまから温かい寄付をあらかじめしました。10月9日にボークール市で壁画の落成式が行われ、国際交流

事業でボークール市を訪問した神埼市代表団が、寄付の贈呈を行いました。1月28日には、トマ・ピエトリボークール市長からお礼の手紙が届き、神崎市民の寄付への感謝とともに、両市の友好の絆がいつまでも続くことを願う意志を示されました。



身近なフランス語を話してみましょう！

アドゥマン！

À demain!  
また明日！

神埼 フランス



◎問い合わせ 企画課  
企画係 ☎37-0102



▶ボークール市での寄付贈呈  
▶ピエトリ市長からのお礼の手紙



【情報提供】ボークール市

## 農地の賃借料情報

◎問い合わせ 神崎市農業委員会事務局 ☎37-0108

神崎市農業委員会では、大字別の農地の賃借料情報を提供しています。

平成30年1月から12月までの1年間に利用権設定の申出をされた情報から、大字別に「平均額」「最高額」「最低額」を算出しました。

今後、農地の利用権設定の申出をする際に、賃借料の目安としてご利用ください。

### 大字別賃借料設定状況 (農業経営基盤強化促進法による平成30年1月～12月申出分)

【田】 (10a当たり/単位:円)

町名	地区	大字	平均額	最高額	最低額	筆数
神埼町	神埼	永歌	23,000	23,000	23,000	1
		本堀	20,548	23,000	15,060	32
		田道ヶ里	20,739	23,000	14,490	25
	西郷	横武	20,461	25,000	10,000	52
		本告牟田	21,900	23,000	20,000	9
		姉川	15,990	25,000	10,000	64
		尾崎	17,139	20,000	10,000	55
	仁比山	竹	20,103	23,000	13,000	93
		鶴	15,739	20,000	10,000	48
		城原	17,124	20,000	11,000	35
	脊振町	志波屋	18,589	23,000	10,000	92
		的	17,894	22,000	13,000	19
		広滝	9,272	12,000	6,000	11
服巻		-	-	-	0	
		鹿路	-	-	-	0
千代田町	東部	崎村	19,500	20,000	18,000	12
		渡瀬	20,517	22,000	15,000	29
		柳島	20,571	22,000	20,000	28
		迎島	19,881	22,000	15,000	22
		用作	17,333	21,673	15,000	17
		直鳥	15,067	20,000	15,000	138
	中部	姉	15,000	15,000	15,000	1
		黒井	-	-	-	0
		嘉納	20,000	20,000	20,000	4
		詫田	18,170	22,000	10,000	41
	西部	下板	19,809	20,000	10,000	184
		境原	21,294	22,000	10,000	17
		餘江	20,700	22,000	15,000	10
		下西	20,214	23,000	17,000	14
合計						1,053

※神埼町西小津ヶ里は永歌に含んでいます。

※一部の地区は、共同乾燥施設の固定費等が含まれています。

有料広告

### 困ったこと、悩んでいること、ご相談を

相続・遺言・不動産登記・商業、法人登記

成年後見・借金問題 (相談室あります・秘密厳守)

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい

営業時間 午前8:00～午後6:00

(毎週火曜日は午後8時まで営業)

### 司法書士 すえなが総合事務所

TEL0952-52-2079 神崎市神埼町本堀2727番地1

司法書士 末永博義・井上智史

中華料理 阿城

〒842-0002

神埼町田道ヶ里2275-8

TEL/FAX:0952(52)8042

HP:ajyo-soy.com 17:00～営業

★中華鉢盛(全8品5～6人前)

要予約 11,000円(税込)

★夕方17:30までテイクアウトタイム

お昼のテイクアウトは前日までにお電話

ください。

★歡送迎会120分飲み放題プラン

4,000円(税込)

有料広告